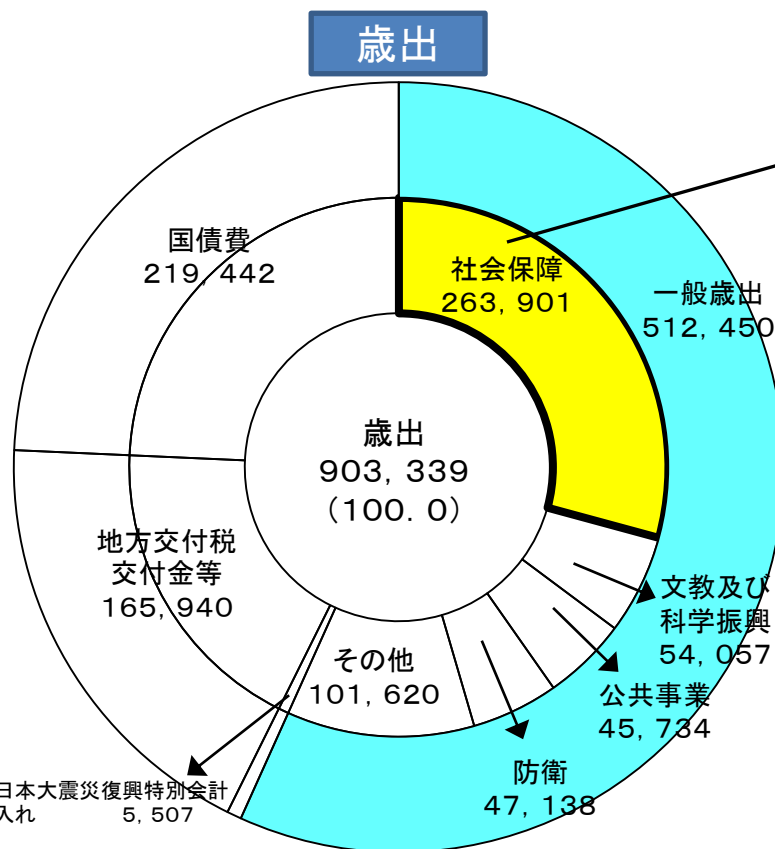


平成24年度 国の一般歳出と社会保障関係費

国の一般歳出の約52%は社会保障関係費（高齢化等に伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増）

歳出

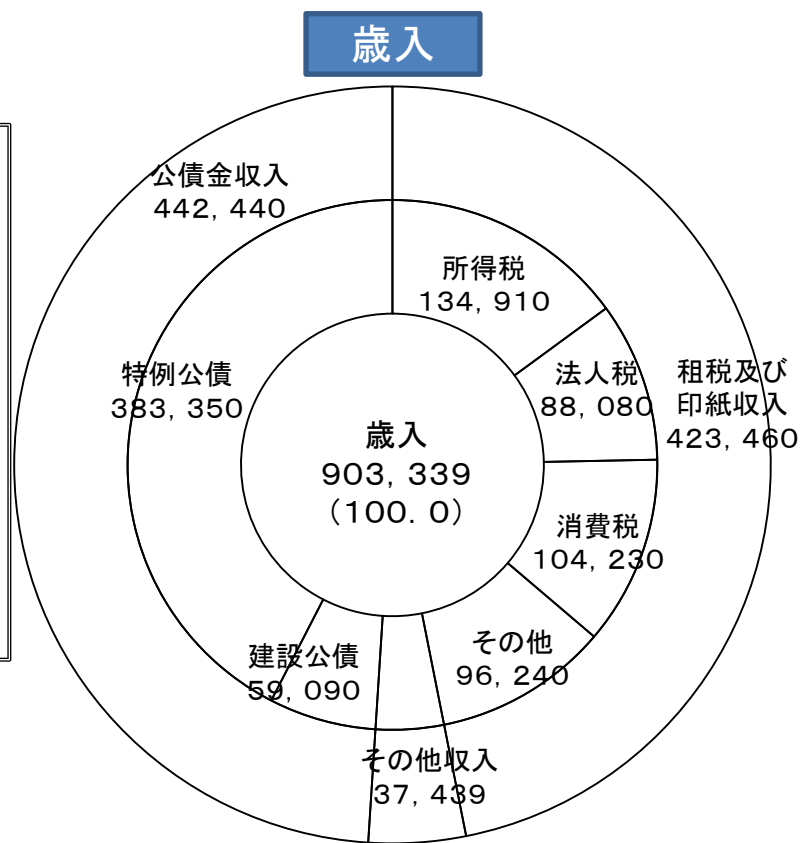
(億円、%)



一般歳出に占める
社会保障関係費の割合
→ 約52%

(注)
・歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」により2分の1を確保
・年金差額分(社会保障関係費に限る)は、25,044億円
・年金差額分を考慮すると、2012年の社会保障関係費の一般歳出に占める割合は、約54%

歳入



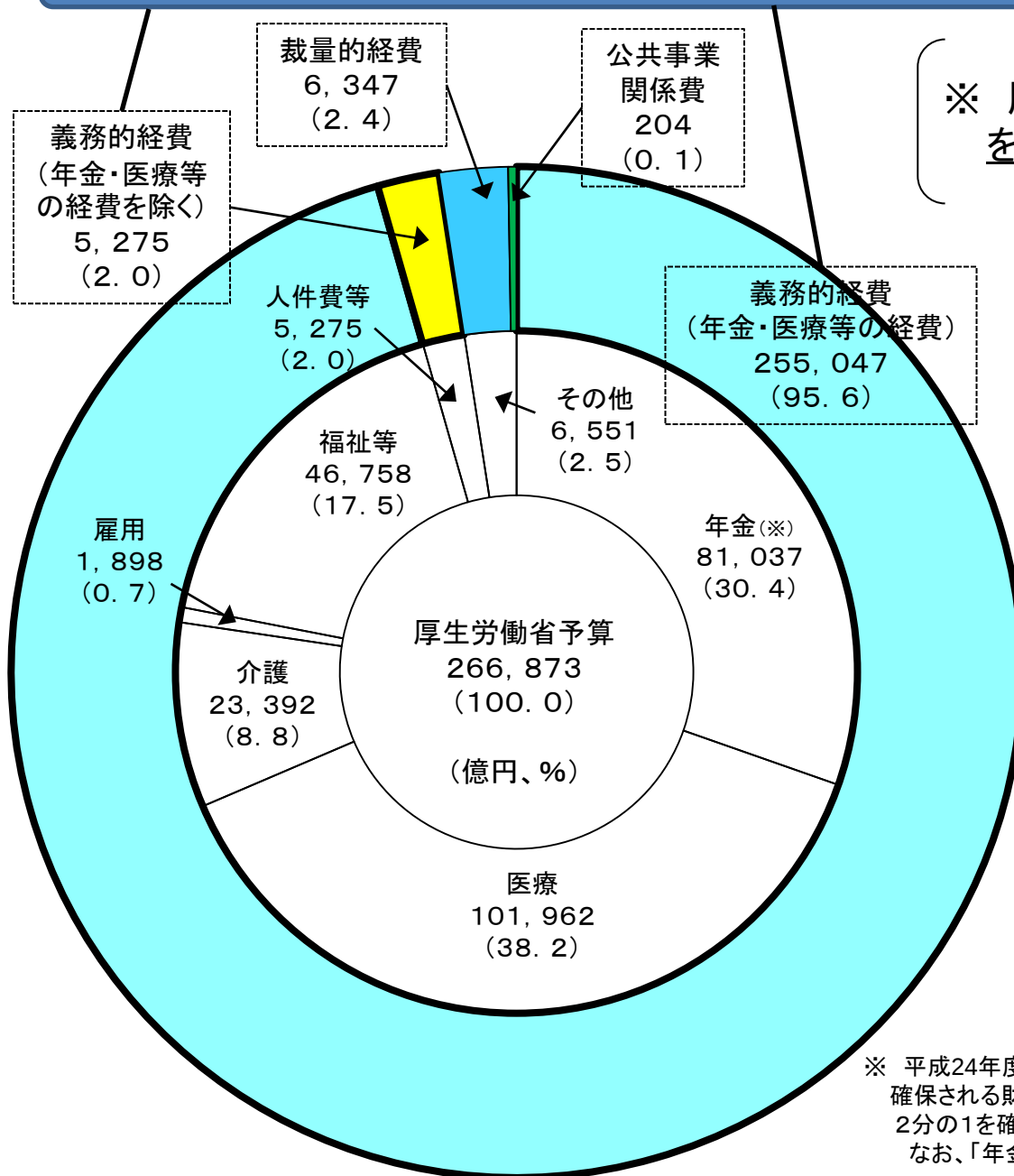
一般歳出に占める社会保障費の割合の推移

(億円)

年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
2012	903,339	512,450 (100%)	<u>263,901 (約52%)</u>
2005	821,829	472,829 (100%)	<u>203,808 (約43%)</u>
2000	849,871	480,914 (100%)	<u>167,666 (約35%)</u>

平成24年度 厚生労働省予算の概要

厚生労働省予算の約98%は年金、医療等の給付費の国庫負担などの義務的経費



※ 厚生労働省予算は、少子高齢化に伴い、制度改正を行わなくても毎年度増加(自然増)する傾向。

近年の自然増の推移

年度	自然増額(億円)
19	7,450
20	7,200
21	8,700
22	10,800
23	12,400
24	11,600

※ 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」(年金差額分24,879億円)により2分の1を確保。
 なお、「年金交付国債」は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行。

平成24年度 厚生労働省関係予算案

(単位:億円)

区 分	平成 2 3 年度 予 算 額 (A)	平成 2 4 年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	2 8 9 , 6 3 8	2 6 6 , 8 7 3 このほか、年金交付国債 2 4 , 8 7 9 (※)	△ 2 2 , 7 6 5 このほか、年金交付国債 2 4 , 8 7 9 (※)	△ 7 . 9 % (※※)
東日本大震災 復興特別会計	—	1 , 2 7 6	1 , 2 7 6	—
厚生労働省計上分	—	2 8 3	2 8 3	—
復興庁計上分	—	9 9 3	9 9 3	—

※ 平成 2 4 年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（3 6 . 5 %分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」（年金差額分 2 4 , 8 7 9 億円）により 2 分の 1 を確保。

なお、「年金交付国債」は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行。

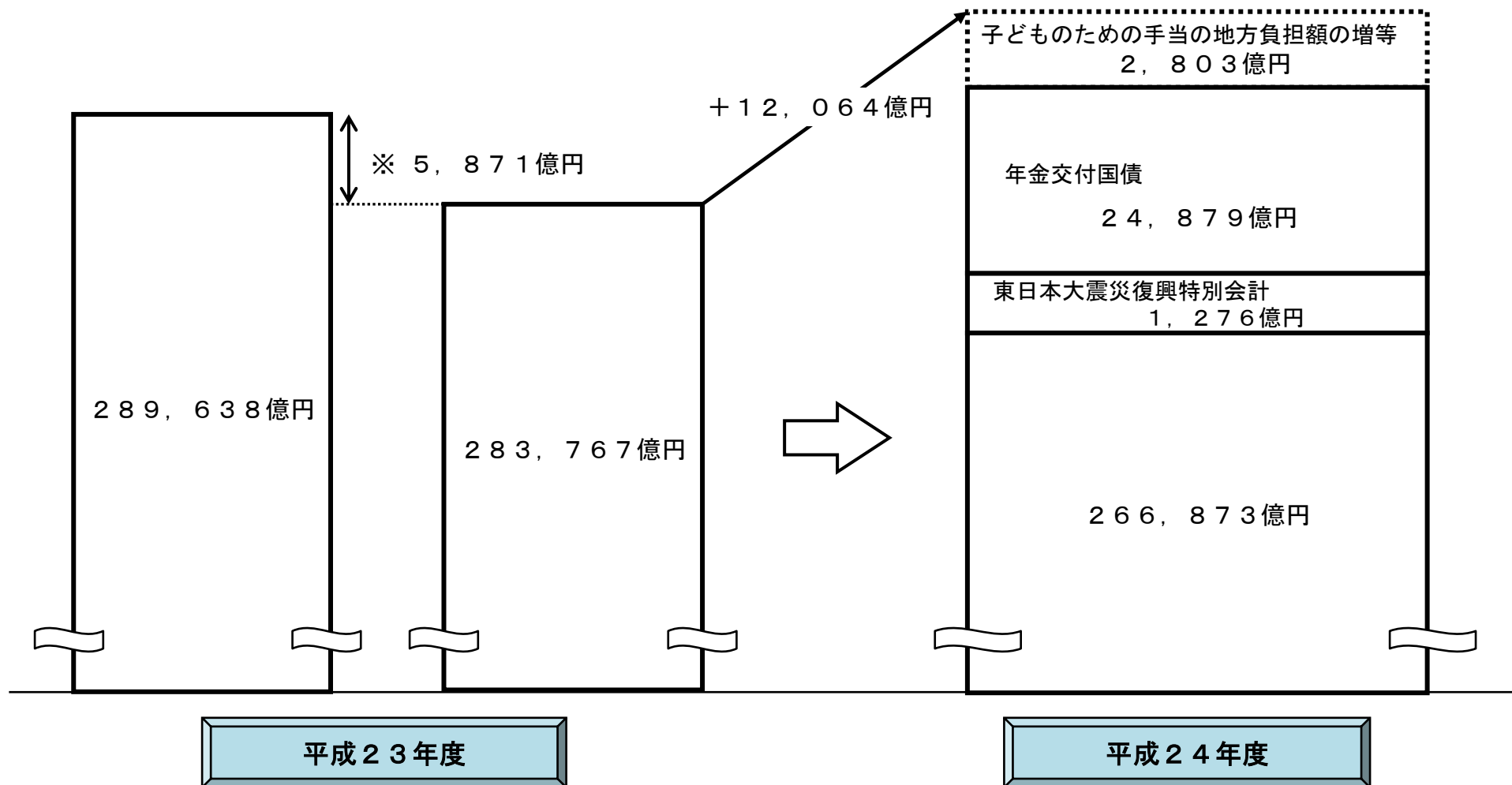
※※ 平成 2 3 年度予算からの増減については、4 ページの「参考」を参照。

(注 1) 平成 2 3 年度予算額は、当初予算額である。

(注 2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

[参 考]

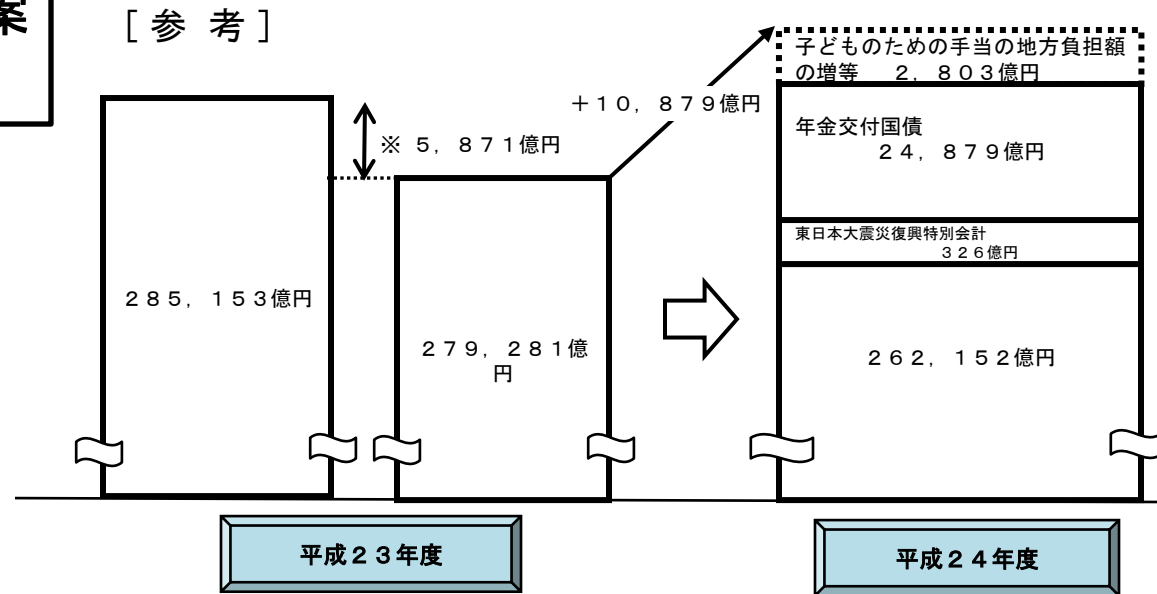
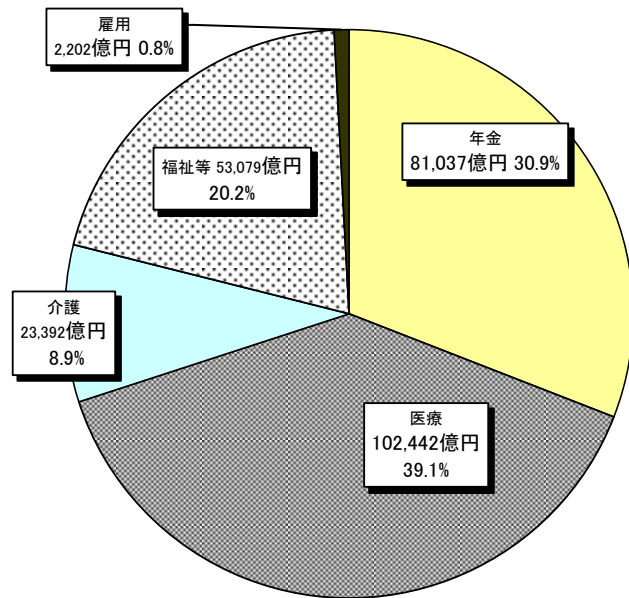


※ 子どものための手当の額（月額）の変更
 （「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく）

3歳未満	2.0万円	⇒	1.5万円
3歳以上	1.3万円	⇒	1.0万円

（ただし、3歳～小学生までの第3子については、1.3万円→1.5万円）

平成24年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳



※ 子どものための手当の額（月額）の変更
（「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく）

3歳未満 2.0万円 ⇒ 1.5万円
3歳以上 1.3万円 ⇒ 1.0万円 等

（単位：億円）

	平成23年度 予 算 額 (A)	平成24年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	285,153	262,152 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△23,001 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△8.1%
年 金	103,847	81,037 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△22,809 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△22.0%
医 療	99,250	102,442	3,193	3.2%
介 護	22,037	23,392	1,355	6.1%
福 祉 等	57,473	53,079	△4,394	△7.6%
雇 用	2,547	2,202	△345	△13.5%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

※ 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%)と税制抜本改革により確保される財源を充てて 償還される「年金交付国債」(年金差額分24,879億円)により2分の1を確保。

なお、「年金交付国債」は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行。

特別会計

(単位:億円)

区 分	平成 2 3 年度 予 算 額 (A)	平成 2 4 年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	8 3 8 , 5 6 3	8 4 3 , 5 7 9	5 , 0 1 5	0 . 6 %
労働保険 特別会計	4 2 , 5 6 9	3 8 , 8 8 7	△ 3 , 6 8 2	△ 8 . 6 %
年金特別会計	7 9 5 , 9 9 4	8 0 4 , 6 9 1	8 , 6 9 7	1 . 1 %

※ 歳出ベース

(注 1) 平成 2 3 年度予算額は、当初予算額である。

(注 2) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注 3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成24年度 厚生労働省予算案のポイント

【平成24年度予算概算要求時の主な課題】

○基礎年金国庫負担割合1／2の確保

○平成24年度以降の子どものための現金給付制度

※ 所得制限世帯への措置を含めた制度のあり方については、予算編成過程で検討。

※ 平成22年度税制改正における年少扶養控除等の見直しによる地方増収分（5,050億円）の取扱い、予算編成過程で検討。

○報酬改定

①診療報酬改定

②介護報酬改定

③障害福祉サービス費用（報酬）の改定

【平成24年度予算案】

○平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5％分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」により2分の1を確保。（法律上・予算上明記）

※ 平成24年度における「年金交付国債」の発行額

平成24年度の基礎年金の給付に要する費用の2分の1と36.5％の差額分（2兆4,879億円）及び運用収入相当額とを合算した額

・所要の法案を通常国会に提出。

・平成25年度から税制抜本改革により安定財源を確保するまでの間の年金差額分の取扱いは、引き続き検討。
など

○平成24年度以降、恒久的な子どものための手当制度を創設。

○所得制限未満の者の手当額は、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」と同様。（3歳未満15,000円、3歳以上10,000円等）

○所得制限（基準額960万円（夫婦・子ども2人））を導入。

所得制限以上の者は、中学校修了までの子ども一人につき、5000円を支給。（平成24年6月分から適用）

○国と地方の費用負担割合は、2対1。

○所要の法律案を通常国会に提出。

※ 地方増収分（5,050億円）については、子どものための手当の地方負担の拡充や国庫補助負担金の一般財源化等の国と地方の負担調整等を実施
など

①全体改定率 +0.004％

・診療報酬改定（本体）改定率 +1.379％

・薬価改定等 改定率 ▲1.375％

（診療報酬改定（本体）の重点項目）

- ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進を図る。
- ・医療と介護等との機能分化・連携強化や在宅医療の充実を図る。
- ・がん治療等の医療技術の進歩の促進と導入を図る。

②介護報酬改定 改定率 +1.2％

（改定方向）

- ・介護職員の処遇改善については、これまで講じてきた措置と同様の措置を講ずることを要件とし、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講ずる。等

③障害福祉サービス費用（報酬）の改定 改定率 +2.0％

- ・福祉・介護職員の処遇改善等を推進